

特定非営利活動法人 成年後見相談センター・ラパス

会 員 規 程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人成年後見相談センター・ラパス（以下「当法人」という）定款第2章に規程する会員について必要な事項を定める。

(会員の権利)

第2条 会員は、次のサービスを受けることができる。

- (1) 後見制度に関する調査・研究等の報告書の提供
- (2) 会員専用ホームページ及びデータベース等の情報の利用
- (3) 当法人が発行する機関紙等の配布
- (4) 当法人が主催するセミナー及び講習会への優先的参加
- (5) 年間を通し1回30分以内までの電話での無料相談
- (6) 年間を通し1回1時間以内までの面談での無料相談
- (7) その他、当法人の提供する各種サービスの割引適用（詳細は別添料金表による）
- (8) その他関連資料の配布等

(会員の義務)

第3条 会員は、定款第8条に定める本規程第4条の入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 会員は、この規程のほか、定款、会員倫理規程及び理事会が定めるその他の規程・規則又は法令を遵守しなければならない。
3. 会員は、氏名・住所等の登録内容に変更が生じた場合には、速やかに当法人に届け出なければならない。

(入会金と会費等)

第4条 会員は、その種別に従い、次の入会金及び会費を納入しなければならない。

入会金	正会員（個人）	10,000円
	正会員（団体）	100,000円
	資格認定会員（個人）	10,000円
	賛助会員（個人）	1口 5,000円（1口以上）
	賛助会員（団体）	1口 50,000円（1口以上）
年会費	正会員（個人）	10,000円
	正会員（団体）	100,000円
	資格認定会員（個人）	10,000円
	賛助会員（個人）	1口 5,000円（1口以上）
	賛助会員（団体）	1口 50,000円（1口以上）

2. 年会費の計算期間は1月から12月までの1年間とし、毎年1年分を支払うものとする。

ただし、入会年については、1月から6月までの入会は各会員の年会費の全額を、7月から12月までの入会は各会員の年会費の2分の1とする。

尚、年途中の退会の場合も、払い込まれた会費の払い戻しは行なわないものとする。

(正会員ならびに資格認定会員の定義)

第5条 正会員ならびに資格認定会員は、当法人の定款に定められた目的と事業内容を認識し、当法人の運営基盤を支えるとともに、成年後見制度の普及を通して社会福祉の増進に寄与する事業の推進者又は理解者である。

(資格認定会員の選定)

第6条 資格認定会員は、定款第6条に定める通り、理事会が別に定める講習及び試験に合格したものを「成年後見相談員」として資格認定を受けた者とする。ただし、社会福祉士、司法書士、行政書士、ファイナンシャル・プランナー等の資格を有するものは、一部講習を免除されるものとする。

(会員種別の変更)

第7条 資格認定会員は、自らの意思により、正会員への会員種別の変更を行うことができる。

(賛助会員の定義)

第8条 賛助会員は、当法人の目的に賛同した個人及び団体で、成年後見制度の普及を通して社会福祉の増進に寄与する事業の推進者又は理解者である。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、平成16年6月16日から適用する。